

事例番号:370203

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第三部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

経産婦

2) 今回の妊娠経過

妊娠 30 週 3 日 辺縁前置胎盤の警告出血のため管理入院

3) 分娩のための入院時の状況

管理入院中

4) 分娩経過

妊娠 32 週 1 日

17:37 前置胎盤に伴う出血が持続したため帝王切開にて児娩出

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:32 週 1 日

(2) 出生時体重:1700g 台

(3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 7.32、BE -2.1mmol/L

(4) アプガースコア:生後 1 分 7 点、生後 5 分 8 点

(5) 新生児蘇生:人工呼吸(バック・マスク)

(6) 診断等:

出生当日 早産児、低出生体重児、新生児特発性呼吸窮迫症候群

(7) 頭部画像所見:

1 歳 0 ヶ月 頭部 MRI で脳室周囲白質軟化症の所見

6) 診療体制等に関する情報

(1) 施設区分:病院

(2) 関わった医療スタッフの数

医師：産科医 2 名、小児科医 1 名

看護スタッフ：助産師 2 名

2. 脳性麻痺発症の原因

- (1) 脳性麻痺発症の原因は、妊娠経過中から出生後の早産期におけるいずれかの時期において、児に循環動態の変動による脳の虚血（血流量の減少）が生じたことにより脳室周囲白質軟化症（PVL）を発症したことであると考えるが、その循環動態の変動がいつどのように生じたかを解明することは困難である。
- (2) 早産期の児の脳血管の特徴および大脳白質の脆弱性が PVL 発症の背景因子であると考える。

3. 臨床経過に関する医学的評価（2020 年 4 月改定の表現を使用）

1) 妊娠経過

- (1) 妊娠 24 週 4 日までの管理は一般的である。
- (2) 妊娠 25 週 3 日、出血を主訴に受診し、暗赤色の出血が認められたため前置胎盤、切迫早産の診断で管理入院としたこと、入院後の管理（子宮収縮抑制薬投与、血液検査、超音波断層法、ノンストレステスト、ベクタゾールリン酸エステルナトリウム注射液投与、抗菌薬投与）は、いずれも一般的である。
- (3) 妊娠 28 週 4 日、出血が認められず、かつ子宮頸管長の短縮も認めないことから退院としたこと、および妊娠 29 週 2 日の外来管理は、いずれも一般的である。
- (4) 妊娠 30 週 3 日、再び出血を主訴に受診し、辺縁前置胎盤の警告出血のため入院としたこと、および入院後の管理（子宮収縮抑制薬投与、抗菌薬投与、血液検査、超音波断層法、ノンストレステスト）は、いずれも一般的である。

2) 分娩経過

- (1) 妊娠 32 週 1 日に前置胎盤に伴う出血が持続したため、帝王切開を決定したことは一般的である。
- (2) 妊娠 32 週 1 日 14 時 57 分に分娩監視装置を終了し、超音波断層法を実施し

た後、帝王切開を開始する 17 時 30 分まで胎児心拍数の観察を実施していないことは選択肢のひとつである。

(3) 帝王切開決定から 2 時間 7 分後に児を娩出したことは一般的である。

(4) 臍帯動脈血ガス分析を実施したことは一般的である。

3) 新生児経過

新生児蘇生(バッグ・マスクによる人工呼吸)および出生後の処置(持続的気道陽圧)、また、当該分娩機関 NICU に入院としたことは、いずれも一般的である。

4. 今後の産科医療の質の向上のために検討すべき事項

1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

(1) 胎盤病理組織学検査を実施することが望まれる。

【解説】胎盤病理組織学検査は、子宮内感染や胎盤の異常が疑われる場合、また、早産期の破水や重症の新生児仮死が認められた場合には、その原因の解明に寄与する可能性がある。

(2) PVL の好発週数で出生した児は新生児期の合併症の有無にかかわらず PVL の発症例がある。そのため、入院時の頭部超音波断層法で異常がなくとも、少なくとも生後 1 週間、生後 2 週間および退院時に病変がないことを確認することが勧められる。

【解説】本事例は、当該分娩機関 NICU 入院時に頭部超音波断層法が行われていたが、それ以降頭部超音波断層法についての記載が確認できなかった。

2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

なし。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

ア. 早産児の PVL 発症の病態生理、予防に関して更なる研究の推進が望まれる。

イ. PVL の好発週数で出生した児の管理について、頭部超音波断層法を行う必要性やその検査時期などについて事例を集積し、管理基準について検討することが望まれる。

(2) 国・地方自治体に対して
なし。